

第10回 花巻市市民参画・協働推進委員会 会議録

日時 平成28年2月15日(月)午後2時～午後3時20分
場所 花巻市役所本庁舎 3階 302・303 会議室
出席者 委員出席者 11名 佐藤良介委員長、小原幸子副委員長、高橋照幸委員、門間健一委員、鈴木卯造委員、葛巻 徹委員、土田和長委員、藤原裕子委員、今村眞弓委員、高橋久美子委員、鎌田豊子委員
委員欠席者 4名 高橋正行委員、佐藤淑憲委員、岩舘大輔委員、平野順子委員
市側出席者 4名 久保田地域づくり課長、佐々木課長補佐、伊藤上席主任、藤原主任
傍聴等 0名

- 次第
- 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 議事
市民参画の除外・対象外とするものについて
 - 4 研修
市民参画の事後評価について
 - 5 閉会

1 開会
事務局(佐々木) 皆様方、本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。
開会に先立ちまして、本委員会の成立についてご報告をいたします。本日は、花巻市市民参画・協働推進委員会委員15名の方のうち11名のご出席をいただいております。委員会規則第5条の規定により、半数以上の委員が出席されておりますので、本委員会は成立いたしておりますことをご報告いたします。また、本委員会は花巻市審議会等の会議の公開に関する指針により、公開する会議となります。会議の傍聴を希望する方がある場合はこれを認めること、また会議資料及び議事録を市のホームページで公開いたしますことを申し添えます。

それでは、ただいまから第10回花巻市市民参画・協働推進委員会を開催いたします。はじめに、佐藤委員長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ
佐藤委員長 皆さま何かとお忙し中、第10回の委員会へご出席いただきありがとうございます。平成28年になりまして初めての委員会ですので、今年もどうぞよろしく願いいたします。早いもので2月も半ば、来月は年度末となります。市でも重要な案件をたくさん抱えておりますし、3月には議会もあります。

今日は、市民参画の除外・対象外の案件が27件ございますので、慎重にご協議いただければと思います。その後、市民参画の事後評価について研修を予定しておりますので、ご確認の意味で説明をお聞きいただきたいと思います。

終了時間は3時半を予定しておりますので、スムーズな進行にご協力いただきますようお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

事務局(佐々木) ここから議事に入らせていただきます。議事の進行は佐藤委員長をお願いいたします。

3 議事
佐藤委員長 それでは議事に入ります。はじめに、市民参画の除外・対象外とするものについて事務局より説明をお願いします。

事務局(伊藤) (資料 様式第1号 平成27年度計画・条例等一覧【除外・対象外】に基づき説明。)

佐藤委員長

1件ずつ皆様からご意見をお伺いしたいと思います。まず「花巻市行政不服審査法施行条例」についてご意見等ございませんか。

<意見等なし>

次に「行政不服審査法の施行に伴う関係条例を整備する条例」についてご意見等ございませんか。

<意見等なし>

次に「花巻市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご意見等ございませんか。

<意見等なし>

次に「花巻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご意見等ございませんか。

<意見等なし>

次に「花巻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についてご意見等ございませんか。

<意見等なし>

次に「花巻市常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてご意見等ございませんか。

<意見等なし>

次に「花巻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例」についてご意見等ございませんか。

<意見等なし>

次に「花巻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてご意見等ございませんか。

<意見等なし>

次に「花巻市一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例」についてご意見等ございませんか。

<意見等なし>

次に「花巻市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」についてご意見等ございませんか。

<意見等なし>

次に「花巻市一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてご意見等ございませんか。

<意見等なし>

次に「花巻市避難行動要支援者避難支援計画」についてご意見等ございませんか。

藤原委員 現在、自主防災組織に配布されている災害時要援護者台帳とはどの程度変わるのでしょうか。今の台帳のほかに新しい台帳ができるのでしょうか。また、周知についてはどのように行われるのでしょうか。

事務局（伊藤） 従来の災害時要援護者については同意を得ているので、制度改正のお知らせをして情報はそのまま使い、新たに支援を必要とする高齢者や障がい者の方々を加えて台帳を作成する予定です。現在要援護者1,400名＋新たに2,600名で約4,000人が該当するということです。

事務局（久保田） これまでの要援護者はご本人またはご家族などの手上げで登録されていたのですが、今回の要配慮者は市で把握して名簿に登録することになります。これからは要援護者台帳がなくなり、新たに1つの名簿で管理することになります。

名簿の提供については、社会福祉協議会、行政区長や自治会、民生委員・児童委員、警察、消防関係、行政区長、自主防災組織を予定しています。

佐藤委員長 次に「花巻市市税条例の一部を改正する条例」についてご意見等ございませんか。
<意見等なし>

次に「花巻市消費生活センターの組織及び運営に関する条例」についてご意見等ございませんか。

<意見等なし>

次に「花巻市手数料条例の一部を改正する条例」についてご意見等ございませんか。

<意見等なし>

次に「花巻市下水道事業の設置等に関する条例」についてご意見等ございませんか。

<意見等なし>

次に「花巻市下水道条例の一部を改正する条例」、「花巻市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例」、「花巻市汚水処理施設条例の一部を改正する条例」、「花巻市戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例」について、同じ内容になりますがご意見等ございませんか。

<意見等なし>

次に「花巻市振興センター条例の一部を改正する条例」についてご意見等ございませんか。

<意見等なし>

次に「花巻市火災予防条例の一部を改正する条例」についてご意見等ございませんか。

<意見等なし>

次に「宮沢賢治童話村条例等の一部を改正する条例」、「南部杜氏伝承館条例の一部を改正する条例」、「大迫緑の村施設条例等の一部を改正する条例」についてご意見等ございませんか。

<意見等なし>

次に「花巻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご意見等ございませんか。

今村委員 一定の非常勤職員とはどのような人たちのことでしょうか。

事務局(佐々木) 保健師などの有資格者を想定しています。

佐藤委員長 最後に「花巻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」についてご意見等ございませんか。

<意見なし>

対象外の案件は以上になりますが、皆さまから何かご発言はありませんか。無いようですのでこれで説明は終わります。引き続き、市民参画の事後評価について研修を行います。

4 研修

事務局(伊藤) (資料に基づき市民参画の事後評価について説明。)

土田委員 様式第4号について、職員チームと市民参画・協働推進委員会による評価と同様に、担当課の自己評価用のチェック項目があったほうが対照しやすくていいのではないのでしょうか。

事務局(伊藤) ありがとうございます。土田委員のご提案も含めて、現在の評価方法や様式がいかどうかの検討もしていきたいと思っていますので、今後とも委員の皆さまからご意見をお願いしたいと思います。

5 閉会

佐藤委員長 それではこれで研修を終わります。次回は事後評価の会議をお願いしたいと思います。

これをもちまして本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。